

# 指定居宅介護支援事業所運営規程

セイワ若松ケアプランセンター

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人 清和園が開設するセイワ若松ケアプランセンター指定居宅介護支援事務所（以下「セイワ若松事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援等を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

1 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適正な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たって、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、指定の種類又は指定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の運営に当たっては、関係市町村・老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### 4 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次にあげるとおり必要な措置を講じるものとする。

1 虐待防止に関する担当者を配置するものとする。

2 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について周知徹底を図るものとする。

- 3 虐待防止の為の指針の整備をするものとする。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための研修を年に1回以上実施するものとする。
- 5 身体的拘束等の適正化  
利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を禁止する。  
身体的拘束を行う場合には理由と実施状況を記録し保存する。
- 6 感染症予防、まん延防止の対策  
事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - 1 事業所において感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し周知徹底するものとする。
  - 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備するものとする。
  - 3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 7 業務継続計画の策定等
  - 1 感染症や非常災害の時ににおいて、利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。
  - 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所に名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 セイワ若松ケアプランセンター
- 2 所在地 千葉市若葉区若松町 792-1

(職員の職数・員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数および職務内容は、次のとおりと

する。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

2 居宅介護支援員等 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日(ただし、祝日及び12月29日から1月3日を除く。)

2 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとする。

1 利用者の相談を受ける場所 事業所内その他必要と認められる場所

2 使用する課題分析票の種類 厚生労働省の示すガイドライン方式に準拠する。

3 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所

4 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上

5 モニタリングの結果記録 月1回以上

6 複数のサービス事業所の紹介を求めることができる

7 前6カ月のサービス事業所の割合の説明

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

1 居宅サービス計画の作成

2 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

3 介護保険施設への紹介

4 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援費が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、千葉市・四街道市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 居宅介護支援員等は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(相談・苦情への対応)

第11条 利用者又はその家族からの相談、苦情を受けるための窓口を設置するとともに必要な措置を講じ、相談、苦情を受けた場合には管理者に報告するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 居宅介護支援事業所は、運営に当り次のことに留意し、また業務体制を整備する。

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職員による精神的又は肉体的な損害や権利を侵害する行為に関し、法人が定めるハラスメントの防止等に関する規程に基づき、もって職員の人権を尊重し、相互信頼に基づく職場環境の促進を図るため必要な措

置を講じるものとする。

- 5 この規程に定める事項以外の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清和園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年12月21日から施行する。なお、改正後の第6条は平成22年11月1日から施行する。

この規程は、平成24年年4月1日から施行する。

この規定は令和3年6月10日に一部改正し、即日施行する。

この規定は令和6年3月28日に一部改正し、令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和8年3月27日に一部改正し、即日施行する。